プラネタリウム番組制作業務
（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）仕様書

１　業務名

プラネタリウム番組制作業務（令和８年度第４期番組・令和９年度第１期番組）

２　業務場所

宮城県大崎市古川穂波三丁目４番 20 号　大崎生涯学習センター

３　プラネタリウム番組制作業務の目的

子どもから大人まで親しみやすいテーマを題材とした自動演出のプラネタリウム番組を投影することにより，多くの圏域住民が楽しみながら星空や宇宙，自然科学を学ぶとともに，家庭及び地域における星空や宇宙に親しむ活動を促進することを目的とする。

４　制作及び据付

（１）令和８年度第４期番組

ア　制作・据付期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月５日まで

イ　投影権利期間　　令和９年３月 13 日から令和 10 年３月 10 日まで

（２）令和９年度第１期番組

ア　制作・据付期間　　契約締結日の翌日から令和９年５月 28 日まで

イ　投影権利期間　　令和９年６月 12 日から令和 10 年６月９日まで

５　選定方法

公募型プロポーザル方式

（１）企画提案書（A4 縦 10 ページ以内，ホチキス止め），試写用 DVD（制作中の場合は番組の概要が分かるダイジェスト映像資料可），見積書の提出。

（２）提案・評価・選定は，令和８年度第４期番組及び令和９年度第１期番組の２作品を一括して実施。

（３）集客力評価，内容・演出評価，学習要素評価及び価格評価に基づいて選考。
詳細は，別添「プロポーザル評価及び選考基準」に基づく。

６　対象と内容

令和８年度第４期番組，令和９年度第１期番組（各１作品）

主たる対象は，小学生を中心とした子どもとその家族（ファミリー向け）。家族，特に子どもが楽しめる内容であり，以下の項目に留意すること。

・子どもたちにとって親しみやすく知名度のある登場人物，キャラクターを使用し，より多くの観覧者の来館が見込むことのできる作品であること

・タイトルやテーマが，小学生以上とその家族の関心を集めやすい作品であること

・小学生以上の子どもたちが理解し，楽しめるよう，CG や音楽，アニメーション等の効果的な

演出を行うこと

・子どもや家族がプラネタリウム番組視聴後に，家庭や地域で空を見上げ，学びを継続・深化させるための学習要素を含むこと

7　業務及び数量

（1）大崎生涯学習センターのプラネタリウム機器

ア　光学式投影機　株式会社五藤光学研究所製「ケイロンⅢ」

イ　デジタル式投影機器　株式会社五藤光学研究所製「バーチャリウムＸ」

上記ア及びイを組み合わせたハイブリッド・プラネタリウム。

（2）ソフト関連

ア　受注者は，上記機器に対応したソフトの制作及び据付を行う。

イ　据付終了後は検収試写を実施し，発注者の検査を受けるものとする。

ウ　受注者がソフトとして発注者に引き渡すものは，以下の通りとする。

（ア）シナリオ　１冊

（イ）画像・音声・映像媒体（適切な記憶媒体で納品）　１組

（3）納品データ

ア　画像サイズ：2K（2048px×2048px）以上 4K（4096px×4096px）まで。

イ　連番ファイル形式：JPEG，PNG，BMP，TARGA，TIFF のうちいずれか。

連番ファイル内にフォーマットの混在は不可。単一フォーマットで統一すること。

ウ　フレームレート：30ftp（24ftp，25ftp でも可。）

エ　音声仕様：5.1chWAV（モノラルのバラ納品可。）

（4）広報関連

ア　受注者は，作品に関する宣伝広報用データを，契約締結後速やかに提供すること。

イ　受注者が広報媒体として発注者に提供するものは，以下の通りとする。

（ア）宣伝広報用画像・動画データ及び広報用ポスターＢ２サイズ 80 枚

（イ）番組バナー（垂れ幕）

（ウ）企画提案に基づく配布用ノベルティの提供または展示等の実施（ノベルティ提供の場合は 1,000 個以上）

ウ　受注者は，令和８年度第４期番組及び令和９年度第１期番組の入替時に合わせて各１回以上，宮城県内において，発行部数５万部以上及び大崎圏域内での発行部数１万部以上の地域情報誌等へ，１ページ当たり１／４サイズ以上の有料広告を掲載すること。なお，広告記事の作成・校正については発注者が行うものとする。

（5）その他

各作品あたり１本以上の投影補助用ショート映像を納品すること。なお，投影補助用ショート映像とは，番組の予告映像ではなく，プラネタリウムドームで投影可能な全天ショート映像（ショートピースあるいはショートコンテンツ）を指すものである。

８　業務委託料の支払

業務委託料金の支払いについては，令和８年度は令和８年度第４期番組据付完了後の出来高払い，令和９年度は令和９年度第１期番組据付完了後の出来高払いとする。

９　業務完了及び提出図書等

（１）業務完了

業務完了時には，発注者立会のもとに完成検査を実施し，合格をもって完了とする。

（２）提出図書等

ア　契約締結時

（ア）消費税に関する届出書　１部

（イ）着手届及び業務工程表　１部

（ウ）管理技術者等通知書（経歴書含む）　１部

（エ）その他指示する図書　指示する部数

イ　業務完了時

（ア）給付完了通知書　１部

（イ）業務工程写真（カラー）　１部

（ウ）その他指示する図書　指示する部数

10　暴力団等の排除について

（１）この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 10 月１日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。

（２）発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。

（３）この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い，直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で，これにより，履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは，必要に応じて，工程の調整，履行期間の延長等の措置を講じる。

11　その他

（１）投影権利期間終了後の再投影に関する諸条件について明記すること。また，制作業務の範囲内で，投影権利期間中における集客につながる企画や広報，ノベルティなどの提案があ

る場合も，併せて明記すること。

（２）プロポーザル審査委員会において，複数の業者が同じ最高評価点となった場合，大崎地域広域行政事務組合物品の調達等に係る競争入札執行要領第９条第２項（落札者の決定）の規定を準用して，くじによる優先交渉権者の決定を行うこととする。優先交渉権者の決定にあたっては，同最高評価点と評価された業者に出席を求めるが，欠席の場合には同規定（参加業者のうちくじを引かない者があるときは，これに代わって発注事務に関係のない組合職員がくじを引く）を準用し，プラネタリウム投影業務に携わらない他の職員が業者に代わってくじを引くものとする。

（３）この仕様書に定めのない事項については，必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。